

あざみ野キティーズ入会案内書

【入会手続きについて】

1. 随時入会を受け付けいたしますが、入会するに当たっては、休日の活動及び遠征などの活動に積極的に参加できることが原則です。また、入会申込書に必要事項を記入の上、所定の費用《入会月の会費／スポーツ傷害保険加入費／ユニフォーム費／各協会登録費／オフィシャルユニフォーム積立金：別紙参照》を添えて事務局に入会の手続きを行ってください。

【会費／遠征費／協会登録費／大会費／オフィシャルユニフォーム積立金・スポーツ傷害保険について】

1. 会費：《毎月第1回練習日に支払う。雨天等で練習が中止の場合は第2回練習日となります》
2,000円／月
2. 大会費：《公式戦・招待試合等の参加料》
公式戦・招待試合等、参加料が必要なときは、参加・不参加にかかわらず会員全員より参加料を徴収します。金額はその都度決定します。
通常 ～500円
3. 遠征費：《公式戦・交流試合等に車出しの協力を得て遠征する場合は遠征費を徴収します》
遠征場所・高速使用の有無により遠征費額については、その都度決定します。（参加者のみ）
通常200円～
4. 協会登録費／スポーツ傷害保険／オフィシャルユニフォーム積立金は当該年度分を4月に徴収します。

【休会について】

1. 病気・怪我などの理由があるとき、または事務局が認めたときは休会することができます。
休会中の会費は免除する。

【退会について】

1. 退会を希望する場合は、退会届を退会1カ月前までに事務局へ提出ください。

【ユニフォームについて】

1. オフィシャルユニフォーム上下・長袖シャツはクラブ管理とする。（オフィシャル用ソックスは個人管理で購入いただきます。）
2. オフィシャルと別カラーのユニフォームは個人管理で、ユニフォーム上下、ソックスを購入いただきます。
3. その他：ボール／シューズ／すねあて等、活動に必要なものは各自でご準備ください。

【練習日および時間】

1. 毎週日曜日（祝祭日含む）の内、グラウンドの確保状況に応じ練習を実施いたします。（公式戦・交流試合・他チームとの合同練習等で土曜日に活動する場合があります。）
2. 月初までに会員に通知いたします。
3. 雨天等によりやむを得ず練習を中止または練習時間・練習場所の変更がある場合は、当日の朝に連絡網で連絡いたします。
4. 交流試合・公式戦への参加の際、会場によっては、お車のご協力をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
なお、交流試合等実施するに当たっては、お知らせを配付するか連絡網にてご連絡いたします。

【諸 注 意】

1. 練習等活動日に欠席する場合は必ず連絡を入れてください。
2. ボールは必ずボールケース・袋等に入れてください。特に往復時ボールをけりながら歩くと大変危険です。徹底をお願いいたします。
2. サッカーシューズについては、初めてのサッカーシューズのご購入はトレーニングシューズをおすすめいたします。
サッカーシューズ（スパイク）については、金属ポイント（取りかえ式）は小学生では使用できませんので、購入の際は固定式をご購入ください。
なお、サッカーシューズ（スパイク）での往復をさせないようにし、グラウンドで履き替えるようにご指導ください。

あざみ野キティーズ入会諸経費概要

入会に関する費用

当該月の会費	2,000円	
オフィシャルユニフォーム積立金	1,000円	
スポーツ傷害保険加入費	500円	(途中入会の場合+振込み手数料)
小計	3,500円	

神奈川県サッカー協会登録費用

選手登録料(日本サッカー協会登録)	700円	
神奈川県協会選手登録料	200円	
国民体育大会協力金	300円	
小計	1,200円	(途中入会の場合+振込み手数料)

ユニフォーム費用

V首シャツ	4,000円	
パンツ	2,150円	
ストッキング	1,000円	
小計	7,150円	
合計	11,850円	(途中入会の場合+振込み手数料)

あざみ野キティーズ規約

第1条 (名称)

本クラブは名称をあざみ野キティーズと称す。

第2条 (目的)

本クラブは、サッカーを通じて能力に応じた技術・体力及び健全な精神の育成と人格の形成を図り、地域のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 (運営)

本クラブには代表者・副代表者(若干名)・監督・コーチ(若干名)・事務局(若干名)・顧問(若干名)を置くことができ、監督・コーチ・保護者全員の協議で活動に当たるものとする。運営に当たっては全員の協力のもとに行う。

第4条 (入会条件)

入会は随時受け付ける。本クラブの目的に賛同し、本クラブ規約を遵守できるものとする。本クラブに入会するものは、スポーツを行うに適した健康状態であり、保護者の許可を受けた者でなければならない。

第5条 (入退会)

入会を希望するものは、所定の手続きで申し込む。
退会する場合は速やかに監督又はコーチに届け出、所定の手続きをする。

第6条 (休会)

怪我又は病気、その他(監督・コーチが認めた)の理由があるときは休会することができる。休会期間中は会費の納入は免除される。

第7条 (会費等諸費用)

会員は会費等諸費用を所定の方法で本クラブへ支払わなければならない。
会費等諸費用の種類、金額、支払時期及び方法は、本クラブが定めるものとする。
会費は前納制とし、月の始めに当月分を支払うものとする。
一旦納入した会費諸費用は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第8条 (大会費)

会員は本クラブが大会及びその他試合等に参加したときには、参加料を本クラブに支払わなければならない。金額、支払時期及び方法は、本クラブが定めるものとする。

第9条 (運営)

運営には会費その他を充てる。

第10条 (事故補償)

会員は練習場所、施設利用に関する諸規則、施設管理者並びに指導者の指示に従って行動するものとし、これに違反して、盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ並びに指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

会員は必ずスポーツ傷害保険に加入しなければならない。事故補償はこの保険の範囲内で当事者に対して補償する。

第11条 (施設器具の破損)

会員は施設利用中に施設器具等を故意又は過失により破損させた場合には、損害賠償の責任を負うものとする。

第12条 (協力)

本クラブは、保護者全員が何らかの形で活動に協力しなければならない。

第13条 (細則)

本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、本クラブが定めるものとする。

第14条 (規約の変更)

本規約の変更は監督・コーチ・保護者の意見を勘案し改定することができる。

第15条 (施行)

本規約は、平成15年度4月1日より施行される。